

日本国憲法について

日本国憲法は、戦後民主主義の基盤を築いた優れた憲法です。とくに国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の3原理は、普遍の原理として、将来とも堅持します。

一方、憲法施行時には想定されなかつた新しい理念や、憲法改正でしか解決できない課題が明らかになれば、必要な規定を付け加えること（加憲）は検討されるべきです。

①憲法9条と自衛隊

憲法9条1項、2項は、今後とも堅持します。戦後、9条の下で専守防衛の理念が果たした役割はたいへんに大きいものがありました。

一部にある自衛隊違憲論を解消するため、9条1項、2項を維持します。別の条項で自衛隊の存在を憲法上明記すべしとの意見があります。しかしながら多くの国民は、現在の自衛隊の活動を理解し支持しており、違憲の存在とはみていません。引き続き検討を進めてまいります。

6年前に施行された平和安全法制は、9条の下での自衛の措置の限界(新3要件)を明確にしました。この法整備により、わが国防衛のための日米防衛協力が大きく進展し、抑止力が強化されました。ミサイルの発射実験を頻繁に繰り返す北朝鮮など、日本をめぐる安全保障環境はさらに厳しさを増しています。今後とも、わが国の平和と安全を確保するため、さらなる外交努力を尽くすとともに、防衛力の整備を進め、日米同盟による抑止力の一層の強化を図ってまいります。

②緊急事態における国会機能の維持

わが国を大災害が襲うなど国家の危機といえる事態に、国会機能を維持することは極めて重要です。緊急の立法措置や必要な予算を速やかに成立させ、行政を監視することは、国会の責務です。

●オンラインによる国会審議、採決に参加できる制度を創設します。

国会議員の多くが本会議場に参集することが極めて困難な事態に、例外的にオンラインでの参加を認めることは、憲法56条1項(議事・議決の法定数)、57条1項(会議の公開)の趣旨に反するとはいえず、各議院の自律権(同58条2項)の範囲内と考えられます。

現在、衆参両議院で制度設計等が検討されていますが、速やかに結論を得るよう努めてまいります。

●国家の危機といえる緊急事態時に、国会議員の任期の延長を認めるべきか議論が

あります。

任期満了直前に大災害等が起こった場合に、憲法上、一定期間の議員の任期延長を認めようとするものですが、参議院の緊急集会(同54条2項、3項)と二院制(同42条)との関係をどう整理するのか、任期延長ができる要件、手続をどう厳格かつ明確に定めるのか、議会制民主主義の根本にも関わることであり、さらに論議を積み重ねてまいります。

●また国家の緊急時に、国民の自由を制約し、あるいは内閣が緊急政令を発出できる根拠を憲法上明記すべきとの意見があります。

現行憲法にも、営業の自由や移動の自由、財産権の内容などに、公共の福祉による制約があることが規定されています。国家の緊急時といったもさまざまな事態があり、それぞれの危機管理法制の中で私権に対する一定の制約とその手続、必要な補償規定等を具体的に整備してゆかないと思われれます。また不測の事態にも対応できるよう、政令委任ができる範囲をあらかじめ法律の中に規定すべきと考えます。

③デジタル社会の進展と憲法

デジタル技術の急速な進展は、憲法上の人権保障、民主主義にも大きな影響を与えています。

例えば、ネット上での個人にかかる情報は、その個人の知らないところで不適切に利用される危険に晒されています。また、選挙や国民投票において、ネット上での一方的な情報操作により、民主主義の過程が歪められるおそれも指摘されています。

●デジタル社会において一人一人が自律的な個人として尊重される人権保障のあり方を具体的に検討します。デジタル社会における個人情報保護について憲法上の位置づけを検討するとともに、人間の心のデジタル社会を構築するため、時代にあつた憲法的価値を示す指針としての「デジタル基本法(仮称)」を策定することを目指します。

●また、デジタルデバイス(情報格差)が大きな課題となります。情報格差により、さまざまな利益を享受できない機会を失うことがあってはなりません。その解消に向けての国や事業者の責務等が検討されるべきです。

●選挙や国民投票の際、国民の自由な意思形成過程が保障され、有権者が多様な情報にアクセスできるよう、国や事業者の役割等を検討すべきと考えます。

④地球環境保全の責務

良好な地球環境を保全し、次の世代へ引き継いでゆくことは、現世代の責務です。例えば脱炭素社会の構築は、国際社会が直面する最大の課題です。憲法制定時には全く想定できなかった事象で、憲法上、国及び国民の地球環境保全の責務等を規定することについて、議論を深めていきます。

⑤国民投票法と広告規制

現行の広告規制は、投票期日直前の14日間、国民投票運動のためのテレビ、ラジオによる広告放送を禁止しています(国民投票法105条)。テレビ等の放送は、感情的な影響力を持ちやすく、また資金量の多寡が広告の量に影響し、投票の公平公正を阻害するおそれがあると考えられたからです。

国民投票運動は、憲法制定権者である国民の意思表明で、できる限り自由な運動を保障すべきです。国民投票運動のための広告放送について、法律で全面禁止するなど、さらに規制を強化すべきとの意見がありますが、表現の自由に対する過度な法規制には慎重でなければなりません。これ以上の規制については、広告の出し手である政党側と受け手の放送事業者等それぞれの自主規制、自主ルールに委ねられるべきです。

またデジタル化が急速に進展する中で、インターネット広告がテレビ広告を凌駕するようになっていますが、インターネット広告を利用した国民投票運動についても、同様に政党側の自主規制と事業者側の自主的な取り組みを併せて推進し、表現の自由と投票の公平公正のバランスを図っていくべきと考えます。

憲法改正案は、国民投票によってその是非が決められます。したがって、国会での憲法論議の過程から国民の理解と関心を得られるようにしなければなりません。そのため、憲法審査会を中心に、丁寧かつ積極的な論議を積み重ね、多くの政党の合意形成が図られるよう努めてまいります。